

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私と妻の国民年金保険料については、妻が銀行で納付していたが、申立期間①及び②の保険料は、仕事が忙しく保険料の納付期限までに納付していなかった。しばらくして、集金に来た人に現金で納付したので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月間と短期間である上、申立人夫婦は、昭和 48 年 6 月に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①及び②について、過年度納付を主張するところ、申立人夫婦の特殊台帳及び A 市国民年金被保険者名簿により、当該期間以前の昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで、52 年 1 月から同年 3 月まで及び 53 年 1 月から同年 3 月までの各期間の保険料について過年度納付が確認できることを踏まえると、両申立期間についても、納付意識の高い申立人の妻が過年度納付をしたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで  
② 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間当時、私は、私と夫の二人分の国民年金保険料を銀行で納付していたが、申立期間①及び②の保険料については、仕事が忙しかったため納付期限までに納めることを忘れてしまった。

その後、役所の人が集金に来たので、現金で保険料を納めたが、その際に、保険料の納付が遅れたことについて、集金人から叱責を受けたことを記憶している。

領収書は現在所持していないが、申立期間の保険料は間違いなく納めたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月間と短期間である上、申立人夫婦は、昭和48年6月に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①及び②について、過年度納付を主張するところ、申立人夫婦の特殊台帳及びA市国民年金被保険者名簿により、当該期間以前の昭和51年1月から同年3月まで、52年1月から同年3月まで及び53年1月から同年3月までの各期間の保険料について過年度納付が確認できることを踏まえると、両申立期間についても、納付意識の高い申立人が過年度納付をしたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成元年10月から同年12月までは19万円、2年1月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額記録については、平成2年9月から3年7月までは17万円、同年8月は18万円、4年6月から同年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②及び③に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から2年1月まで  
② 平成2年9月から3年8月まで  
③ 平成4年6月から同年8月まで

年金記録を確認したところ、申立期間①について、A社（現在は、B社）に勤務していた当時の給料明細書で確認できる厚生年金保険料額は、年金事務所で記録されている標準報酬月額に見合う保険料額を上回っているため、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③についても、C社に勤務していた当時の給料明細で確認できる厚生年金保険料額は、年金事務所で記録されている標準報酬月額に見合う保険料額を上回っているため、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てて

いるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額については、給料明細書により確認できる保険料控除額及び給料明細書等により推認できる報酬月額から、平成元年 10 月から同年 12 月までは 19 万円、2 年 1 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間②については、平成 2 年 9 月から 3 年 7 月までを 17 万円、同年 8 月を 18 万円とし、申立期間③については、4 年 6 月から同年 8 月までを 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成 20 年 2 月 29 日に解散し、同年 5 月 15 日に清算事務が終了しており、当時の事業主も既に死亡していることから確認できない。

しかしながら、厚生年金保険法の規定により、標準報酬月額の随時改定が行われるのは、固定的賃金の変動月以後継続した 3 か月の間に支払われ

た報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分にあてはめ、現在の等級との間に2等級以上の差が生じたときと定められているところ、申立期間②については、i) オンライン記録において、申立人は平成2年7月2日に標準報酬月額16万円で被保険者資格を取得したことが確認でき、申立人が所持する給料明細によると、同年7月及び同年8月については、標準報酬月額16万円に見合う保険料が控除されていることが確認できる一方、資格取得日から3か月を経過していない同年9月に保険料控除額が標準報酬月額17万円に見合うものに変更されていること、ii) 前述の給料明細によると、固定的賃金の変動している3年6月から3か月を経過していない同年8月に保険料控除額が標準報酬月額18万円に見合うものに変更されていることが確認できること、申立期間③についても、iii) 前述の給料明細によると、4年6月に、オンライン記録において確認できる当該期間前の標準報酬月額18万円と1等級の差である標準報酬月額19万円に見合うものに保険料控除額が変更されていることが確認できることなどから判断すると、このような変更の届出は制度上考え難く、事業主は、給料明細により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 9 月 1 日まで

私は、平成 8 年 8 月 1 日から A 社の B 事業所に勤務していた。申立期間について、年金事務所で記録されている標準報酬月額は 28 万円となっているが、私が保管する給与支給明細書により、標準報酬月額が 32 万円に相当する保険料が控除されていることが確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び当該明細書等により推認できる報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成 14 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、後継事業所である C 事業所は、申立期間当時の資料が保存されていないことから不明としている。

しかしながら、D厚生年金基金において記録されている申立期間の標準報酬月額が28万円であり、年金事務所の記録と一致しているところ、当該厚生年金基金が保管する申立人に係る平成8年8月1日付け資格取得届及び9年9月1日付け月額変更届において、申立人の申立期間の標準報酬月額は28万円と記載されていることが確認できる上、当該厚生年金基金及び後継事業所はいずれも、「複写方式の届書により社会保険事務所（当時）及びD厚生年金基金に届出を行っていた。」と回答していることから判断すると、事業主は標準報酬月額が28万円に相当する額を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 6 日から 63 年 2 月 4 日まで  
私は、昭和 61 年 2 月頃から A 社に雇用されていた。

申立期間においては、私が所持する出稼労働者手帳において、B 県 C 市及び D 県 E 市（現在は、F 市）所在の工場で G の製造、組立て業務に従事した記載があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する出稼労働者手帳の雇用通知書欄の記載から、申立人が、申立期間において、A 社に雇用されていたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は平成 3 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿によると 8 年 6 月 1 日に解散している上、事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できる供述や資料を得ることはできない。

また、当該事業所の元役員は、「正社員は 20 人に満たなかった。工場勤務していた者であれば短期雇用者と思われる。短期雇用者は多い時で 300 人ほどいたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」、申立人が名前を挙げた同僚は、「正社員は 15 人から 16 人だった。私は、正社員で短期雇用者の管理をしていた。短期雇用者は原則 6 か月間の雇用契約で、厚生年金保険には加入させていなかった。中には成績優秀な者もあり、長期契約にして厚生年金保険に加入しないかと勧めたこともあったが、給与の手取額が減ることを理由に、厚生年金保険に加入した者はいなかつ

た。」、前述の同僚が経理担当者として名前を挙げた者は、「申立期間当時、正社員は13人から14人で、私は正社員だった。当該事業所には、一時期、現場作業の短期雇用者が大勢いたが、すぐ辞める者も多かったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚等の被保険者記録が確認できるところ、申立期間における被保険者数は11人から14人であり、前述の同僚等が供述する正社員数と概ね一致していることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所において、昭和61年2月以降の期間において、申立期間のほかに約6か月間から7か月間の被保険者記録が2回確認できるところ、前述の被保険者名簿及びオンライン記録を確認したものの、いずれの期間においても申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらのことから総合的に判断すると、当該事業所は、申立期間当時、短期雇用者として採用した製造等の現場業務に従事する者については、必ずしも厚生年金保険には加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 4 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に高等学校を卒業し、同年 4 月 1 日に A 社に入社したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が 30 年 5 月 4 日となっていた。

高等学校の卒業式の前頃だったと思うが、当時の社長の妻から、「入社したら健康保険に加入させるし、老後が困らないように厚生年金保険にも加入させる。」と言われたことを記憶している。

申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人は、昭和 29 年頃から A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所へ照会したものの、当時の資料が保管されていないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の取得日が申立人と同日（昭和 30 年 5 月 4 日）であることが確認できる同僚は、「私が入社したのは昭和 29 年 3 月中旬から 3 月末日までの間である。入社後 1 年間は見習期間で、当該期間は給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述しており、被保険者資格の取得日が 29 年 1 月 6 日であることが確認できる同僚は、「私が入社したのは昭和 28 年 4 月頃である。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により、申立人の同

保険被保険者台帳記号番号は昭和 30 年 6 月 3 日に払い出されており、当該事業所における資格取得日は同年 5 月 4 日であることが確認できる上、前述の被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、当該事業所では採用した従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 27 日から 40 年 12 月 21 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。申立期間当時は、脱退手当金という制度を知らず、また、請求したことも無いにもかかわらず、脱退手当金を受給したとされていることは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 40 年 12 月 21 日の前後 2 年程度で資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 11 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 7 人について脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 2 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。